

～ 税 務 課 か ら の お 知 ら せ ～

家屋の取り壊し、未登記家屋の所有権移転をした方は届け出を

平成 18 年中に家屋を取り壊した場合は、「家屋滅失届出書」を早めに税務課または各支所総務課へ提出してください。届け出がない場合は、翌年度以降も固定資産税が課税されるおそれがあります。

また、未登記の家屋で売買・相続・贈与等により所有権移転があった場合は、そのつど「名義人変更届出書」の提出が必要です。届け出がない場合は、固定資産税が従前の所有者に課税されるおそれがありますのでご注意ください。

新築・増築家屋の家屋評価について

平成 18 年中に家屋を新築または増築された場合、平成 19 年度より固定資産税が課税されます。家屋を取得された方は市より家屋評価の日時調整のため連絡いたしますが、事前に調査をご希望の場合は税務課または各支所総務課までご連絡ください。

住宅用地に対する固定資産税の軽減について

毎年 1 月 1 日現在で、居住のための家屋が建っている土地は、居住部分の割合によって土地の固定資産税が軽減されます。しかし、その土地が居住のために利用されていない土地（駐車場・店舗など）に変更すると、固定資産税の軽減措置が適用されなくなり、翌年度より税額が約 3 ～ 6 倍になります。

▶ 問い合わせ 税務課 資産税係 62・1114



国民年金からのお知らせ

毎年誕生月には現況届を提出しましょう

年金を受給している方は、引き続き年金を受給する権利があるかどうかを確認するために、毎年 1 回『年金受給者現況届』を提出する必要があります。

現況届の用紙は、毎年誕生月の上旬に送付されますので、住所・氏名などを記入して、誕生月の末日までに社会保険業務センターへ提出してください。

また、障害基礎年金を受給している方で、『診断書付の現況届』が送付された場合は、医師に診断書の記入をしてもらって提出してください。

もし、現況届の提出が遅れると、年金の支払いが一時止まることがありますので、ご注意ください。

なお、年金を受給し始めて 1 年未満の方と年金が全額停止になっている方は、現況届を提出する必要はありません。

20 歳前に初診日のある傷病等による障害、または障害福祉年金からの裁定替えにより障害基礎年金を受給中の方と、母子（準母子）福祉年金からの裁定替えにより遺族基礎年金を受給中の方の現況届は、毎年 7 月上旬に送付されます。7 月末日までに市民課国民年金係または各支所住民課まで提出してください。（今年中に住所を変更された方は前住所地での所得証明書が必要です）

現況届が届かない時や紛失したときは下記までご相談ください。

▶ 問い合わせ 市民課 国民年金係 62・1118
香川社会保険事務局善通寺事務所 給付課 0877・62・1661